

「米国 OFAC 規制」への対応について

当金庫では、米国法規制遵守の観点から、お客さまのお取引が、米国の財務省外国資産管理室(OFAC)における規制対象取引に該当しないことを確認しております。

OFAC は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などの取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、これらの規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、直接的な送金人や受取人が制裁対象者に該当しない場合でも、送金の背景にあるお取引の関係当事者（受取人の実質的支配者等）や関係地が制裁対象であれば適用されます。お客さまのお取引が OFAC 規制に該当し、送金資金が凍結された場合、米国政府の許可が得られない限り資金は返却されません。さらに、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、お取引を行うお客さまは、当該規制対象取引に該当しないことを十分ご確認のうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

主な規制対象取引は、以下のとおりです。

◆ 以下①、②のいずれかに該当する米ドル建てのお取引

①お取引の関係当事者^(注1)の所在地や、お取引の関係地等^(注2)に、イラン・イスラム共和国（イラン）、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国（シリア）、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている。

（ベネズエラ政府やベネズエラ政府関係者等が含まれているお取引、ロシアとの間の一部お取引も規制されています。）

（注1）お取引の関係当事者とは一般的に送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。

（注2）関係地とは、一般的に原産地、船積地、荷揚地、中継地、最終仕向地、船籍等を指します。

②米国政府により、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者（特定されている者が直接・間接問わず 50%以上出資する団体等も含む）が、お取引に関与している。

◆ 米ドル建て以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

・米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）が、お取引に関与している。

◆ その他、OFAC が規制対象として指定するお取引（二次的制裁の対象）

なお、上記はあくまでも例示ですので、OFAC 規制の最新情報および詳細につきましては [OFAC ホームページ](https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/pages/default.asp)にてご確認ください。(<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/pages/default.asp>)

*****裏面もご確認ください*****

留意事項

- ◆ お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当金庫の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。
- ◆ お取引内容の確認の際は、当金庫の調査とは別に、経由銀行や受取銀行からの調査についてもご対応いただく場合もございます。
- ◆ OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却はいたしかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございます。
- ◆ 当金庫では規制対象取引に該当する国・地域との外国為替取引につきましては、金庫の方針としてお取扱いしておりません。